

第2章 史跡小島陣屋跡の現況把握

第1節 史跡指定地及び周辺の現況

(1) 地理的環境

小島陣屋跡のある清水区小島地区は、静岡市東部の山あい位置し、南を興津地区、東を由比地区を介して富士市に、北を富士宮市と山梨県南巨摩郡南部町に、西を庵原地区を介して葵区に接している。

小島陣屋跡は、国道1号静岡バイパス興津インターチェンジから北に分岐する国道52号に沿って約3.7kmの距離に立地する。陣屋跡の東方を南北に通過する国道52号によって、国道1号、東名高速道路、新東名高速道路、JR東海道線興津駅から至近の距離で結ばれている。新東名高速道路の新清水ジャンクションと長野県佐久小諸ジャンクションを繋ぐ中部横断自動車道の開通が予定されており、本地区の広域交通の利便性がさらに高まることが期待されている。

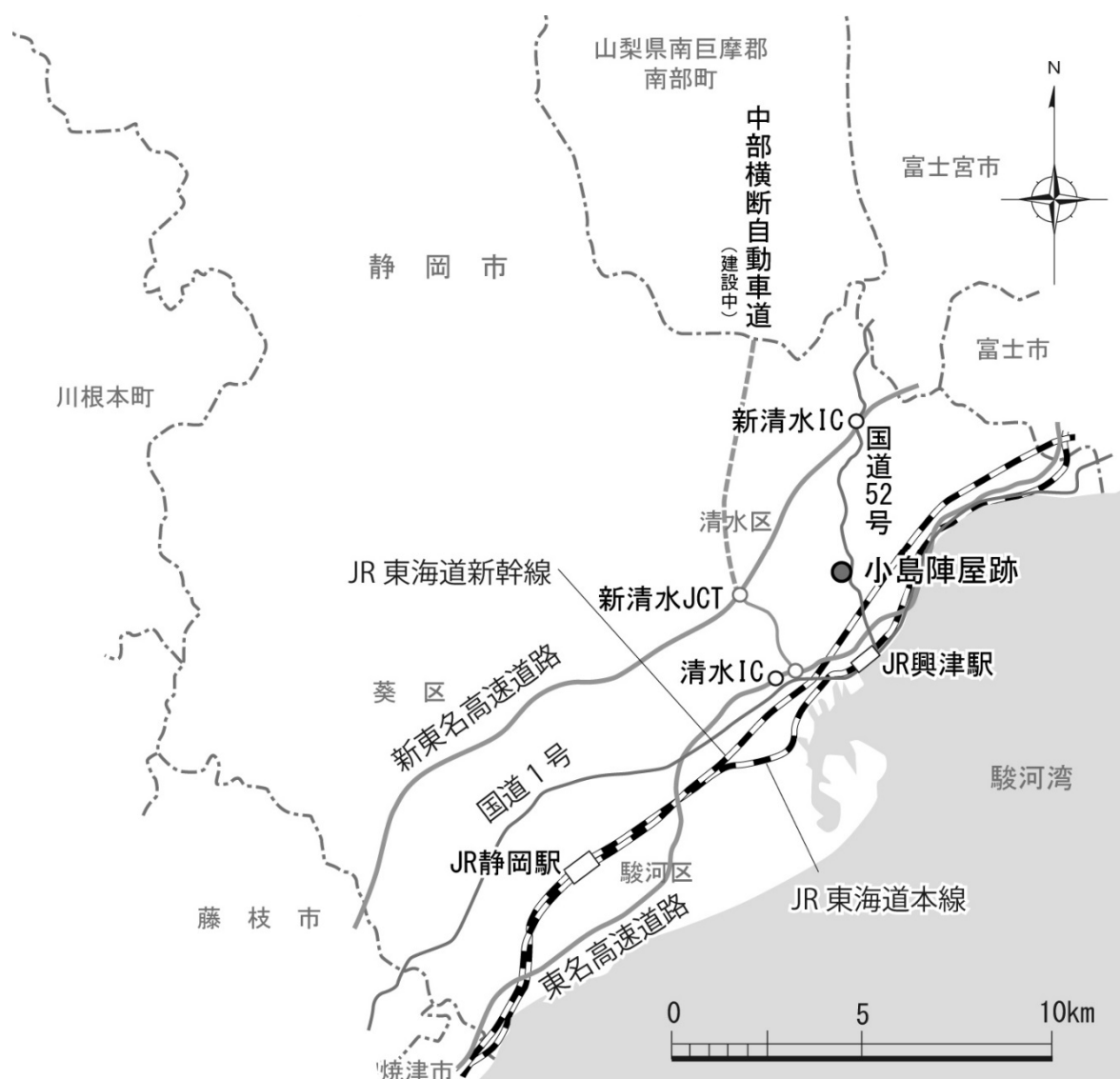
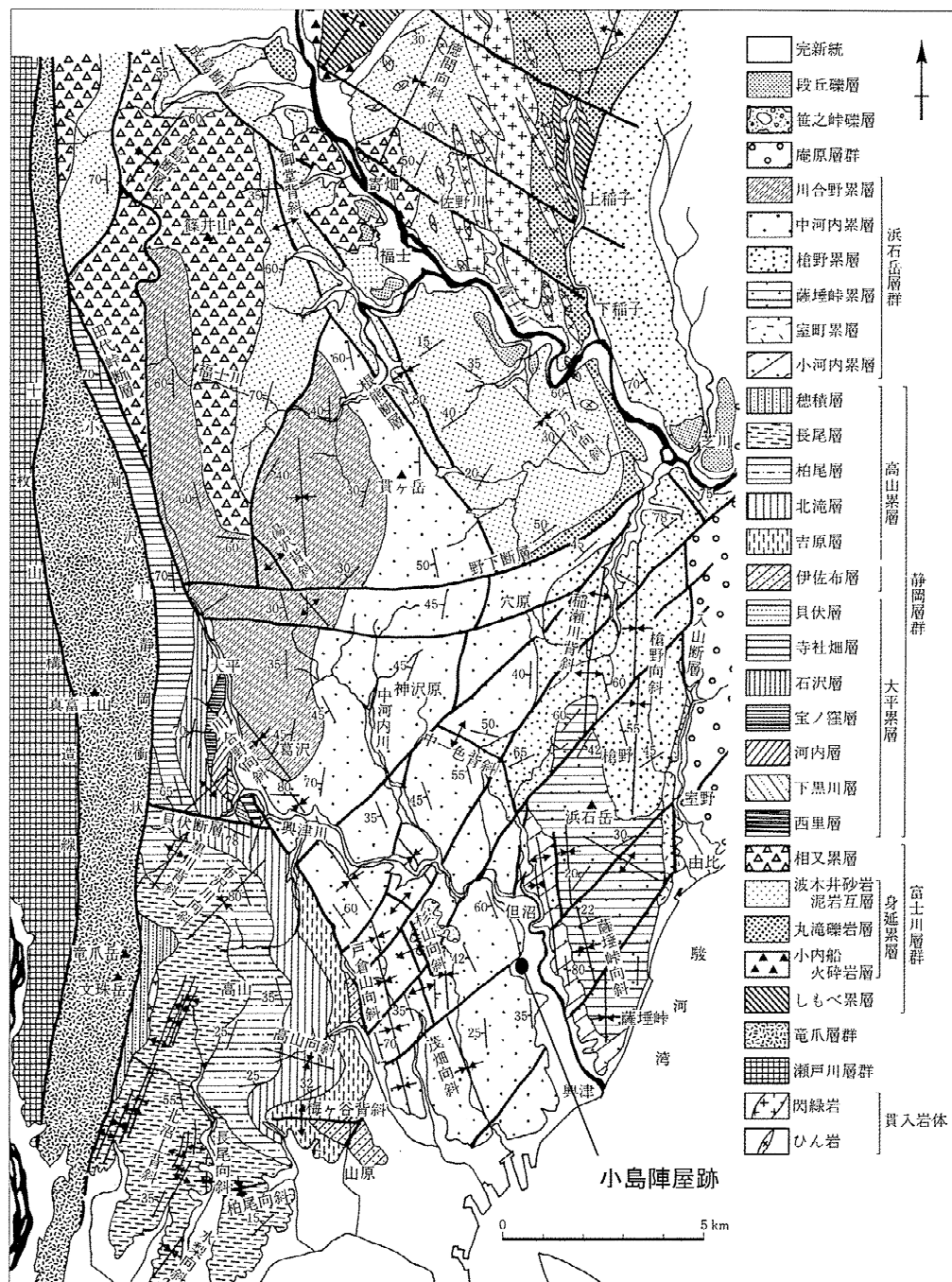


図4 小島陣屋跡の位置図

小島陣屋跡は、興津川右岸の標高約 60m を測る河岸段丘上に立地している。陣屋の西側は高根山（標高 503.6m）から延びる急峻な尾根が南北方向に連なっている。この付近の地質は、鮮新世の泥岩層・砂岩泥岩互層・礫岩層・火砕岩層などからなる浜石岳群層が分布している。小島陣屋跡西側の山地は、砂岩優勢の砂岩泥岩互層を主体に礫岩・凝灰角礫岩・安山岩などを含む岩相がみられる。

この山地を源として発する別当沢は、南沢と北沢が小島陣屋跡の西側で合流し、さらに陣屋の南側を囲むように流れ興津川へと注いでいる。小島陣屋跡は、この別当沢の深い谷によって区画され、あたかも自然の要害を呈している。



日本の地質「中部地方Ⅰ」編集委員会、1988 の図 3.15 に加筆

図5 富士川谷南部の地質図

(2) 歴史的環境

①興津川流域の概要

興津川中・下流域は上流域に比べて河岸段丘が発達し、ここに縄文時代から古墳時代の遺跡が分布している。縄文時代では、中原遺跡・井上遺跡など 10 遺跡が知られている。中原遺跡は、興津川右岸の比較的広い河岸段丘上に立地し、中期中葉から後半の比較的大きな集落遺跡と目されている。昭和 35 年肥料工場建設に伴う基礎工事の掘削中に炉跡らしき石組みが発見され、多数の土器や石器が発見され話題となった。また、井上遺跡は、下流域左岸のやや狭い河岸段丘上に立地している。後期後半から晩期前半の清水天王山遺跡とほぼ同時期の遺跡として注目される。少数の土器や石器が出土しているが遺跡の性格など詳細は不明である。弥生時代では、前田遺跡・内洞Ⅱ遺跡など 4 遺跡が知られるが、遺跡の実態は明確でない。古墳時代では包含地 1 遺跡と古墳 3 基が知られている。西来寺境内で発見された八木間古墳は、小規模な横穴式石室を持つ後期古墳であるが、他の古墳については詳細不明である。

今日の清水区南部は、平安時代中頃に編纂された和名類聚抄によると駿河国廬原郡（いおはらぐん）と呼ばれ、古代駅家として延喜式に記される息津（おきつ）は、清水区興津本町に比定されている。静清平野を一直線に貫く古代東海道は、尾羽廃寺跡の南方から清見寺背後の山が駿河湾に迫る興津を通り、興津川を渡って薩埵峠に至る。

平安時代末期に関東の治安が悪化すると、この騒乱を他に波及させないよう国境等に関が設けられた。興津の周辺では、興津東町の洞に岫崎（くきさき）関が、興津清見寺町の清見寺の位置に清見関が設けられた。また、室町時代には興津氏による薩埵山警護の関、興津と由比に複数の塩関、清見寺の関などがみられた。古代から現代まで、興津周辺は交通の要衝であった。

南北朝時代になると、足利尊氏と直義が戦った「観応の擾乱」や、戦国時代に今川氏・武田氏・北条氏が戦った「薩埵山の戦い」が繰り広げられ、東西南北の戦略的な拠点として重要視された。特に、東海道の難所でもある興津川左岸の薩埵峠から浜石岳に至る尾根筋には、その地形を活かして南北朝から戦国期の陣場遺構群が所在する。また、今川氏の重臣である興津氏は、興津川右岸の谷津山から続く尾根の先端部に横山城を築き勢力を誇った。横山城は、永禄 12 年（1569）の武田信玄の駿府侵攻で武田軍に接收され、北条軍の侵攻を阻止するための拠点とされた。その後天正 10 年（1582）に廃城となったが、館跡は土塁や庭園跡などの遺構が、また、背後の詰め城は堀切・曲輪・土塁などの遺構が良好に残存している。

江戸時代になると宿駅伝馬制度が定められて近世東海道が整備され、興津は宿場町として賑わった。元禄 11 年（1698）、松平信治は武蔵・上野の領地を庵原・安倍・有度にまとめ、翌年領地の朱印を授与された。信治は宝永元年（1704）、甲州街道に面し、東海道にも近い小島に陣屋を置き小島藩を立藩した。その後、松平氏が譜代大名として明治維新までこの地で藩政を展開した。

②甲州街道と小島陣屋

駿河から甲斐へ通じるルートのうち、興津・由比・岩淵を起点として万沢・南部を通り甲府へ至るものを甲州街道といい、別名、河内路、駿甲脇往還、あるいは身延山久遠寺への参詣道でもあることから身延街道などとも呼ばれる。

甲州街道はそれぞれ、東海道の興津を起点として小島・宍原・万沢を通る興津筋、由比を起点として内房を経て万沢を通る由比筋、及び岩淵を起点として松野・内房を経て万沢を通る岩淵筋が存在する。これらのルートは、戦国時代末に甲斐の武田氏の支配が駿河にまで及んだことで整備された。由比筋は、天文 21 年（1552）の「高白斎記」に確認でき、3 筋のうち最も早くに開かれた。次に岩淵筋が、最後に興津筋が開かれたと考えられている。その後、武田氏が滅亡すると由比筋は衰退していった。

小島陣屋の脇を通過する興津筋は、天正 5 年（1577）の穴山信君伝馬手形写しに確認できることから、この頃には主要な交通路として重視されていたと考えられる。東海道から分岐する興津筋の入口には、「身延山道」の道程が刻まれた元禄 6 年（1693）の題目道標が確認できる。宝永元年（1704）に小島に陣屋が置かれた後、享保 9 年（1724）に甲府勤番が設けられたことによって、興津筋は駿府と甲斐を往来する役人が利用する幕府の公式な道となった。

このように甲州街道は、戦国時代から江戸時代にかけて軍事、政治及び信仰面において重要性が増していったと考えられる。小島藩の知行地は、興津川流域を中心とする山方のほか、駿府周辺の府辺、安倍川河口左岸の浜方と静岡市域に分布しているが、小島藩政を執る小島陣屋はこれら知行地の東の外れの山あいに構えられている。小島藩が、駿府と甲斐を結ぶ主要交通路を押えとともに、日蓮宗総本山である身延山久遠寺の動静を見張る目的も持っていたことが推測される。

明治時代以降の甲州街道は、かつて但沼・宍原間の四十八瀬などとよばれた難所や悪路が拡幅・バイパス整備され、現代の国道 52 号となっている。



図 6 甲州街道位置図



図7 明治時代の甲州街道と興津川流域

明治初期の地形図から、江戸時代の街道と集落、興津川の状況がうかがえる。

出典：国土地理院 5 万分の 1 地形図
明治 20 年測図、28 年第 1 回修正

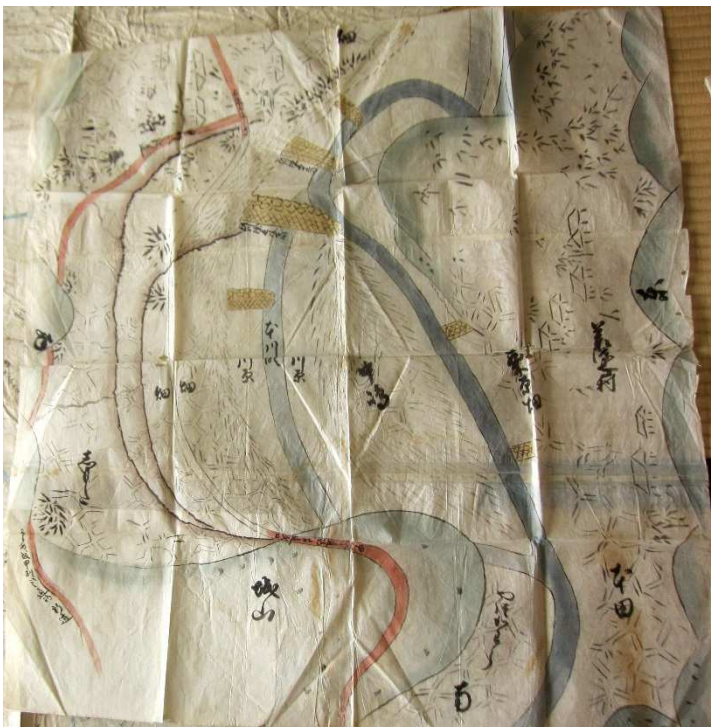


図8 興津川川除論御裁許裏書絵図

明暦 3 年 (1657) 頃、興津川の流れが変わり、村境を争う裁判を起こした際作成された絵図。陣屋が置かれる前の小島村が描かれており、川原近くを通っていた旧甲州街道が左側赤塗りの新道 (現在の位置) に付け替えられたのがわかる。

所蔵：小島町自治会

③指定文化財

市内では、国指定史跡として、小島陣屋跡のほか特別史跡の登呂遺跡をはじめとして、賤機山古墳、久能山、片山廃寺跡、柴屋寺庭園、朝鮮通信使遺跡興津清見寺境内、東海道宇津ノ谷峠越が指定されている。また、久能山東照宮には、国宝の建造物である本殿、石の間、拝殿が存在するほか、重要文化財等が多数所蔵されている。三保松原は、世界文化遺産「富士山」の構成資産に登録されている。

本計画範囲には県指定天然記念物の但沼神社のクス、龍津寺が所有する市指定文化財の須弥山儀等、市指定無形民俗文化財の親王囃子や天然記念物のちりめんかえでなどが存在する。

(資料編 文化財分布図 参照)

表2 静岡市内指定・登録文化財一覧表

(件)

文化財の種別	国指定		県指定	市指定	計
	国宝・特別	重要文化財			
有形文化財	4	38	68	89	199
建築物	1	5	4	14	24
絵画	0	1	10	7	18
彫刻	0	2	9	22	33
工芸品	2	24	31	15	72
書跡・典籍・古文書	1	4	7	19	31
考古資料	0	1	6	4	11
歴史資料	0	1	1	8	10
無形文化財	0	0	1	1	2
芸能	0	0	0	0	0
工芸技術	0	0	1	1	2
民俗文化財	0	1	8	6	15
有形民俗文化財	0	0	0	2	2
無形民俗文化財	0	1	8	4	13
記念物	1	13	11	42	67
史跡	1	7	2	11	21
名勝	0	5	1	3	9
天然記念物	0	1	8	28	37
合計	5	52	88	138	283

国 登録有形文化財	26
-----------	----

静岡市地域登録文化財	14
------------	----

平成 28 年 9 月 12 日現在

表3 計画範囲内にある指定文化財の一覧

国指定

種 別	区 分	名 称	指定年月日	所在地	所有者等
史跡・名勝	史跡	小島陣屋跡 (追加指定)	H18. 7. 28 H21. 2. 12	清水区小島本町	静岡市ほか

県指定

種 別	区 分	名 称	指定年月日	所在地	所有者等
記念物	天然記念物	但沼神社のクス	S35. 4. 15	清水区但沼町	但沼神社

市指定

種 別	区 分	名 称	指定年月日	所在地	所有者等
有形文化財	建造物	小島藩陣屋御殿	H13. 1. 10	清水区小島町	小島町自治会
有形文化財	絵画	寶珠護国禅師頂相	H8. 2. 23	清水区小島町	龍津寺
有形文化財	絵画	紙本墨画達磨像	H10. 4. 10	清水区小島町	龍津寺
有形文化財	工芸	須弥山儀（一括） 附世界大相図・天竺輿地図・閻浮提面阜日宮図	S41. 6. 30	清水区小島町	龍津寺
有形文化財	書跡・典籍・古文書	扁額「拈華山」 附書「拈華室」	H8. 2. 23	清水区小島町	龍津寺
有形文化財	書跡・典籍・古文書	涅槃忌偈	H8. 2. 23	清水区小島町	龍津寺
有形文化財	歴史資料	白隠関連資料（一括）	H8. 2. 23	清水区小島町	龍津寺
民俗文化財	無形民俗文化財	親王囃子	S52. 3. 15	清水区但沼町	親王囃保存会
記念物	天然記念物	ちりめんかえで	S38. 7. 18	清水区小島町	小島小学校

地域登録文化財（市）

種 別	名 称	指定年月日	所在地	所有者等
建造物	龍津寺山門	H15. 1. 16	清水区小島町	龍津寺

平成 28 年 9 月 12 日現在

④小島地区の歴史文化資源

（資料編 地域資源分布図 参照）

小島町・小島本町

●酒瓶神社（さかべじんじゃ）

高根山の麓にある酒瓶神社は、もともと天神社として高根山頂にあったが、永禄年間（1558～1570）の戦火によって焼失し、その際に小島の字元天神へ移された。その後宝暦元年（1751）に、小島藩藩主松平昌信が現在の場所に社殿を造営して移し、社領を寄進した。

●龍津寺（りょうしんじ）

小島陣屋跡の南東側、甲州街道沿いにある龍津寺は、本寺を清見寺とする臨済宗妙心寺派の寺院で、松平家の香華寺（こうげじ）である。開山は天文年中（1532～1555）とされており、小島藩藩主松平家から厚い庇護を受けた。

●高根山

高根山は小島町と但沼町の西にそびえる標高 503.6m の山である。『小島村誌』によると、かつて山頂にあった天神社が、永禄年間（1558～1570）に兵火で焼かれ、小島本町の字天神に移ったといわれる。それ以前から地域の信仰を集めたと考えられる。小島青年団作成の『わが郷土』の略図には、山中に山神、水神の祠が描かれている。

高根山とそこから南に延びる山稜部分については、平成 14 年 2 月に清水市教育委員会による薩埵山陣場跡の調査が行われたが、農地の開墾が著しいこともあり、陣場遺構は確認されなかった。

●ちりめんかえで（市指定天然記念物）

ちりめんかえでは、江戸時代、小島陣屋に植えられていたが、昭和 3 年に陣屋跡地にあった小島小学校が現在地に移転した際、一緒に移植された。根本から分かれた枝に、緑色と赤色のちりめん状の葉が茂ることから、この名が付けられた。

●藤の木観音堂

本尊は観世音菩薩である。人々の悩みを救い現世の願いを叶える慈悲深い観音様として信仰される。創建年代は不明である。はじめは、現在と異なる所に安置されていたが、延享 2 年（1745）に新たに本尊を刻み、江戸時代末期に現在の場所に移し、昭和 6 年に観音堂を改築、昭和 47 年にお堂が完成したとされている。

●善立寺題目塔

善立寺は、日蓮宗総本山身延久遠寺に属し、山号は宋栄山である。久遠寺 4 世日善上人が開基した。山道の入口には、身延山の道標や、元禄年間（1688～1704）に建てられた題目塔があり、境内には市指定保存樹木のかやの樹、小島藩家老寄進の手水鉢がある。

●諏訪祠

宝永 2 年（1705）に創建された。武の神・農耕の神である建御名方神を祭っている。小島陣屋が置かれた翌年に小島藩家老矢島源五右衛門が再建したとされる。

●おしゃもじさん

おしゃもじさんは、龍津寺西北の山を背にした場所にある、石の祠である。拝むと、子供の夜泣きが納まるといわれ、地元の人々に親しまれている。龍津寺が管理を行っている。

●小島の入口に立つ供養塔

徳本上人供養塔、「扶桑道□□供養塔」、他 1 基の計 3 基の供養塔と、「身延山道」の道標が並列されている。徳本上人は文化 11 年（1814）に将軍家斉の生母の病氣平癒祈願をした浄土宗僧で、各国を巡化して徳本行者と称された。

これら供養塔は、横山城館跡の西側を通る甲州街道が、平坦な道になる地点に位置しており、街道の困難と平易を知らせる役割を果たしたと考えられている。

●小島公会堂（市指定文化財建造物：小島藩陣屋御殿）

陣屋の廃止後、御殿の書院は、陣屋跡に設立された小島小学校の校舎に転用され、さらに昭和3年に小学校移転のため、現在地へ移築されて小島公会堂として利用されてきた。市指定の文化財建造物である。

●庚申堂

本尊は青面金銅である。創建は諸説あり、昭和36年発行の小島村誌では宝暦6年（1756）、平成19年発行の文化財所在図では宝永2年（1705）とされている。

●天神社跡（推定地）

かつて高根山山頂にあった天神神社が、永禄年間（1558～1570）の兵火で焼かれ、移転した場所と推定される、甲州街道沿いの小島本町地先に低い石垣が積まれ、周囲から少し高まった一角にあたる。土地宝典の字名は天神台で、周辺に天神下、天神前、宮ノ上、宮ノ脇などの字名がある。現在は宅地である。

但沼町

●但沼神社のクス（県指定天然記念物）

但沼神社は、大正3年に金山神社、水神社、渡向神社、大和神社が池田神社に合祀され、その後但沼神社に改称されている。

境内にあるクスノキは、昭和35年に県の天然記念物に指定された。また、平成27年には、景観計画に基づき静岡市が地域の景観づくりのための資源として維持・保全する「景観重要樹木」に指定された。

●三界水陸万霊塔・馬頭像

三界水陸万霊塔は、寛政10年（1798）7月に建立された。馬頭像は三面六臂坐像で、安倍郡富沢村茂右衛門が施主である。文化6年（1809）7月に建立された。その他に、馬頭像1基と不詳塔が並置されている。

この地点は、興津川渡渉点の但沼側にあり、庚申塔が立つ地点の渡渉点より新しい渡渉点といわれ、ここを通過して興津川を渡り小河内地内に入ったとされている。

（地元住民によれば、これらが建立された当初は、現在地点の道の反対側やや東の宅地に位置していたという。）

●万霊塔・庚申塔

万霊塔は文化4年（1807）8月に但沼村施主が建立した。台座に「三界万霊供養」とあり、その上に地蔵と思われる坐像が置かれている。庚申塔は2基あり、1基は天保2年（1831）5月、青面金剛塔と刻まれている。他は年次不明で「施主庚申講中」とある。

この地点は、興津川渡渉点の但沼側にある。

●興津川渡渉地

ほぼ興津川沿いに北上して来た身延街道は但沼で興津川を渡る。渡渉地点は南流してきた小河内川が興津川と合流する地点のやや西よりである。興津川を渡ってから宍原までは小河内川の右岸と左岸を交互に通る古文書に「四十八瀬」と記される難路であった。

●道祖神（舎人親王舎境内）

中央に衣冠束帯の像、その下に「道祖神」、左方に「山之道」と刻まれている。衣冠束帯の像は舎人親王を模したと称され、右手を挙げて「甲州之道」と刻まれている。舎人親王は、第14代天武天皇の皇子で、日本書紀を編纂した人物である。甲州街道と坂本の山道との分岐点にあったが、かつて盗難にあい、発見されて現地に安置された。

但沼町自治会が主催する、舎人親王の祭典は10月中旬に行われ、江戸時代から伝わる「親王囃子」が奉納される。この囃子は、市の無形文化財に指定されている。

立花

●立花橋

小島町と立花を結ぶ橋である。親柱に、「昭和13年9月」、「命名農林大臣 伯爵 有馬頼寧」と刻まれている。

●少林寺

臨済宗妙心寺派に属し、山号は百華山である。また、本尊は釈迦牟尼如来、開山は平起和尚である。当寺にある半鐘によると、少林寺は密宗に属しており、山の上にあったが兵火のために泯滅した。銘は天保15年（1844）4月である。

●神明神社

祭神は天照皇大神である。創建は寛政2年（1790）12月26日であり、明治8年（1875）に村社に列せられた。弘化2年（1845）に改築され、昭和27年秋に氏子の協力によって本殿拝殿共に大改築が行われた際に、境内も共に整備されたとされている。

参考文献・参考資料（歴史的環境）

- ・清水市教育委員会 2002 『薩埵山陣場跡 ―その現況以降確認等分布調査報告書―』
- ・静岡県教育委員会文化課 1998 『身延街道：静岡県歴史の道』 静岡県文化財保存協会
- ・静岡市教育委員会 2010 『史跡小島陣屋跡保存管理計画策定報告書』
- ・小島青年団 1977 『我が郷土』
- ・小島村役場 1961 『小島村誌』
- ・小島町文化財を守る会 2007 「小島の史跡、文化財所在図」

(3) 自然的環境

清水区は、年平均気温が 16℃内外の温暖な気候であるが、興津地区などの海岸部ほど暖かく、小島地区や両河内地区などの山間部に入るに従って気温が低下する。平野部の降雪はほとんどないが、山間部では多少の積雪がある。年間降水量は年によって変動があるが、概ね 2,000mm 以上の湿潤な気候となっている。興津地区の海岸は、明治から大正、昭和にかけて皇族や政治家などが、温暖な気候を求めて別荘を設ける保養地となった。

興津川は、山梨との県境にある大平山・徳間嶺に源を発し、流域の小河川を合流させて但沼町まで流下してくる。清水区の北部地域は、これら河川の開析により起伏が激しい山地が連なっている。関谷峠付近に発した小河内川は四十八瀬と呼ばれる曲流をした後、急流となり、但沼町で興津川の本流と合流する。ここから興津川の谷幅が広がり、2～3 段の小規模な河岸段丘が見られ、河床には基盤が露出している場所もある。立花では曲流のため対岸が大きく削られているが、承元寺町より下流部は沖積平野が広く分布する。興津川は興津東町で駿河湾に注いでいる。

小島陣屋跡周辺の山林は照葉樹林帯に属している。小島地区の山林は、一時期ミカン畑として利用されていたが、耕作放棄され、自然の植生に戻っている部分がある。龍津寺の本堂裏に続く急傾斜の森林は、ツブラジイが優占し、これにケヤキやクスノキが混生する自然林である。この林は高齢ではあるが人手が加わった二次林であると思われる。また、植物調査の結果、陣屋跡にキンラン（ラン科）が、龍津寺でカギガタアオイ（ウマノスズクサ科）が確認された。キンランは環境省の指定する絶滅危惧Ⅱ類、カギガタアオイは同じくⅠＢ類のカテゴリーに指定されている。別当沢沿いにモウソウチクが繁茂しつつあり、陣屋跡の石垣を破壊する可能性がある。

表 4 清水区の気象

項 目	2013 年	2014 年	2015 年
年間降水量(mm)	1,849.5	2,514.0	2,739.0
年間の日平均気温(℃)	17.0	16.4	17.0
年間最高気温(℃)	37.5	37.2	34.8
年間最低気温(℃)	-2.8	-1.2	-2.1
年間日照時間(時間)	2,123.5	2,074.5	2,000.1

資料：清水地域気象観測所

参考文献

- ・清水市 1976 『清水市史第 1 巻』
- ・静岡市教育委員会 2010 『史跡小島陣屋跡保存管理計画策定報告書』

(4) 社会的環境

①明治以降の行政区域の変遷

明治4年(1871)の廃藩置県により今日の小島地区には、小島村(※)、小島町(※)、但沼村、小河内村、立花村、宍原村が置かれた。小島町は、元小島村の一部だったが、小島陣屋が置かれその家臣が多く居住したため、小島村から分離したと伝わる。

※ここでいう小島村は現在の小島町(おじまちょう)、小島町(おじままち)は現在の小島本町にあたる。

明治18年(1885)に小島村、小島町、但沼村、立花村、小河内村、宍原村、両河内村清地・中河内の七ヵ町村からなる組合村となる。

明治22年(1889)の町村制施行により、小島村、小島町、但沼村、立花村、小河内村、宍原村が合併し、小島村となる。当時の小島村は、小島(小島村、小島町、但沼村、立花村)、小河内(小河内村)、宍原(宍原村)の3地区に分かれていた。

昭和36年に小島村が清水市に編入し、平成15年に静岡市、清水市が合併した。その後、蒲原町、由比町の静岡市への合併を経て、現在に至る。

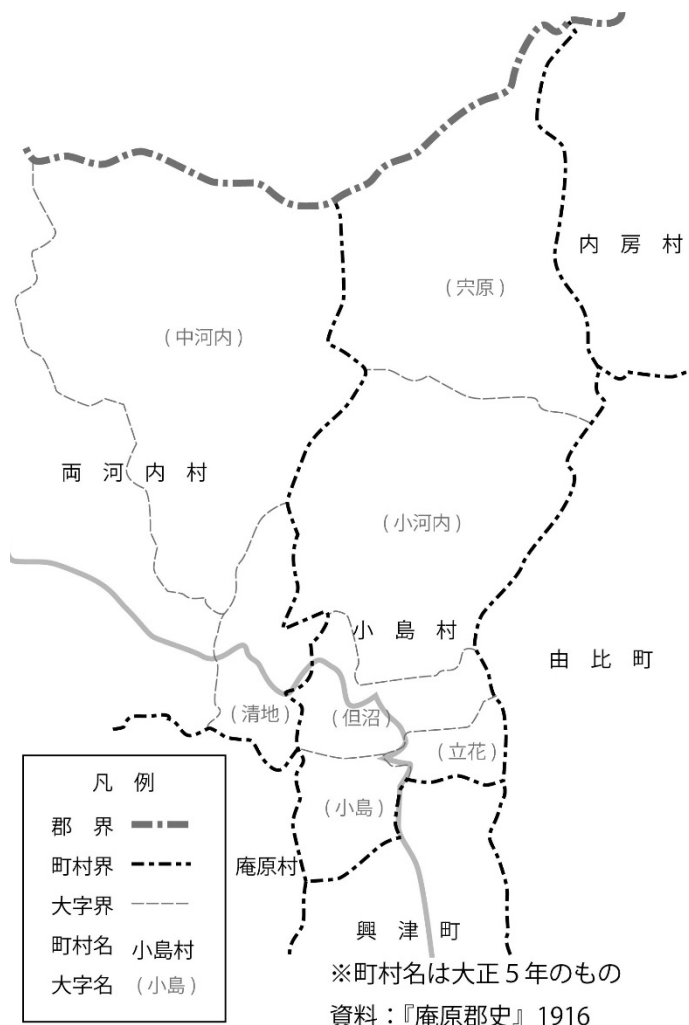


図9 小島村の範囲

参考文献

- ・小島村(静岡県) 1913 『小島村史 上』 小島村

②法適用現状

小島地区は都市計画区域外であるため、都市計画法による法規制はない。一方、全体が農業振興地域に含まれており、史跡周辺に農用地区域(樹園地)が指定されているため、農業以外の土地利用に対する規制が存在する。

小島陣屋跡は、文化財保護法に基づく国史跡に指定されている。史跡保護のため指定地内での文化財に影響を与える開発や掘削などが規制されている。

別当沢をはじめとする小島地区の小河川のほとんどが土石流危険溪流に指定され、沢沿いは土石流危険区域となっている。

陣屋東側石垣や道路を挟んだ陣屋北側の山林は、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている。
興津川は二級河川に指定され、河川区域が設定されている。

（資料編 法適用現況図 参照）

③人口

本市の人口は 709,041 人、世帯数は 311,270 世帯となっている。小島町・小島本町・立花・但沼町の人口は 3,524 人で市全体の約 0.50%を占める。

表5 人口と世帯数（平成 28 年 12 月 31 日現在）

区 分	人口（人）	世帯数（世帯）
市全体	709,041	311,270
小島町	1,938	742
小島本町	279	108
立花	216	78
但沼町	1,091	384

資料：静岡市企画課

④社会圏域

小島町、小島本町、立花及び但沼町は、静岡市立清水小島小学校と静岡市立清水小島中学校の通学区域に含まれる。自治会は、小島町、立花、但沼町、栗原団地の 4 団体からなる。

⑤土地利用

本市の土地利用は下表のとおり、山林が 75.3%を占め、宅地は 8.7%に過ぎない。小島地区においては、さらに山林の占める割合が高い。

本計画範囲は、中央部を興津川が南に流れ、流域の低地より一段高まった段丘上に集落が分布する。川沿いの低地や宅地に介在して小規模な茶園やミカン畑があるが、まとまった農地は少ない。さらに、その周囲を山林が取り囲んでいる。

表6 静岡市における地目別土地利用面積の割合（ha、%）

地 目	面 積	割 合
計	78,025	100.0
田	928	1.2
畑	9,175	11.8
宅地	6,784	8.7
池沼	342	0.4
山林	58,775	75.3
原野	940	1.2
雑種地	1,081	1.4
鉱泉他	0.006	0.0

H27 年 1 月 1 日 資料：固定資産税課

⑥交通

小島陣屋跡への主要な交通手段は、自動車かバス利用が考えられる。国道 52 号沿いにしずてつバス「三保山の手線」が運行しており、バス停「小島」「栗原」から小島陣屋跡まで徒歩 10 分である。「三保山の手線」は、JR 清水駅から JR 興津駅、小島町を経由し、但沼町の「但沼車庫前」に至る。平日昼間は 1 時間に 4 本程度、土日には 1 時間に 1 本程度が運行している。

小島陣屋跡への自動車によるアクセスは、東名高速道路清水インターチェンジから国道 1 号バイパスと国道 52 号を経由して約 10km、新東名高速道路新清水インターチェンジからは国道 52 号を経由して約 13km で到着する。

（資料編 交通・公共施設現況図、図 4 小島陣屋跡の位置図 参照）

⑦公共公益施設

本計画範囲内には、地域の交流やまちづくりの拠点施設として生涯学習交流館が設置されている。その他、小島町自治会館や入所児童数定員 52 人の静岡市立小島こども園が存在する。なお、第 3 次総合計画において、小島生涯学習交流館建替え事業が計画されている。

（資料編 交通・公共施設現況図 参照）

⑧産業

小島地区では、かつてミカンや茶の栽培が盛んだったが、近年は後継者不足などから耕作放棄地がみられる。国道 52 号沿いには、ドラッグストアやコンビニエンスストアのほか、農産物販売施設が立地しているが、大規模な事業所や観光集客施設は少ない。また、興津川や高根山といった豊かな自然に囲まれているが、観光資源として活用されていない状況である。そのため、市全体に対する本地区の観光交流客数の比率は低い。

表 7 平成 25・26 年度観光交流客数

エリア地区	平成 25 年度		平成 26 年度	
	交流客数	全体比	交流客数	全体比
市全体	25,998,258	100%	24,564,258	100%
興津	502,776	1.9%	469,722	1.9%

資料：調査法制課

⑨景観

小島陣屋跡は、興津川右岸の河岸段丘上に位置し、眼下に甲州街道と小島の集落を一望できる。また、北西の高根山をはじめとする緑豊かな自然景観を眺望できる。一方、ミカン畑として利用されていた傾斜地は、耕作放棄され雑木が繁茂する部分もある。

国道 52 号沿いには店舗や住宅等が立ち並び、陣屋東側の馬場跡の部分に宅地が造成され、部分的に市街地景観もみられる。小島町や但沼町では、旧甲州街道沿いを中心に、歴史的な街道・集落景観が残されている。

ともに、地元以外で新たな資料が見つかる可能性があるため、更なる文書調査も必要である。

また、主郭から移築された御殿の書院が小島町内に現存しており、当時の陣屋の状況を知る非常に貴重な手がかりとなっている。

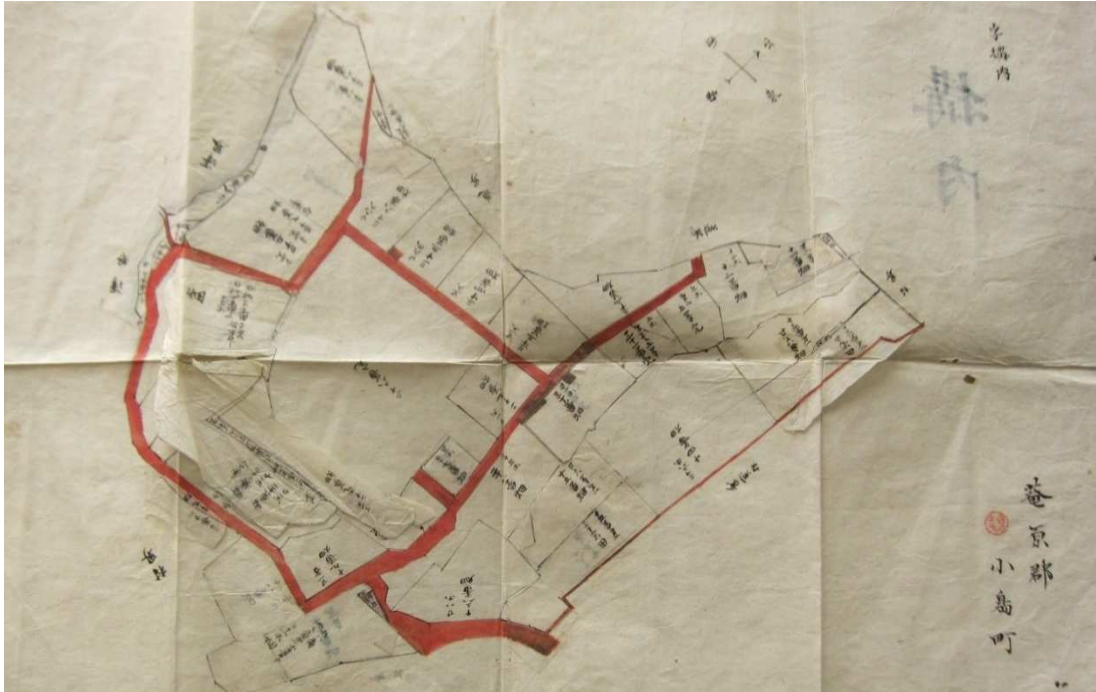


図 11 小島村・小島町筆別・反別図（小島町自治会所蔵）



図 12 小島村・小島町筆別・反別図（小島町自治会所蔵）

②史跡の指定

小島陣屋跡は平成 18 年に国指定史跡となり、恒久的な保存がなされることとなった。指定の概要は以下のとおりである。

種別：史跡

指定等の対象の名称：小島陣屋跡

指定基準：二．都城跡、国郡丁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

表 8 史跡指定の概要

史跡指定・追加指定年月日	指 定 地	指定面積
平成 18 年 7 月 28 日	静岡市清水区小島本町字構内 13 番 1、小島町字桑原 157 番 1 外 40 筆、この地域に介在する道路敷	18,360.03 m ²
平成 21 年 2 月 12 日	静岡市清水区小島町字桑原 158 番 1 外 3 筆	144.00 m ²
合 計		18,504.03 m ²

③指定説明とその範囲

指定説明は以下のとおり。指定範囲は、図 13 史跡指定範囲図を参照のこと。

小島陣屋跡は、静岡県の中央部に位置し、興津川右岸の標高約 60 メートルの河岸段丘上に立地する瀧脇松平家一万石の陣屋跡である。陣屋跡の西側には急峻な山地が控え、西から南側には陣屋跡を取り巻くように別当沢が深い谷を形成している。陣屋跡の東側を東海道の興津宿から分岐して甲府に至る身延道とも呼ばれる甲州往還が通る。

瀧脇松平家三代の信孝は、元禄 2 年（1689）に若年寄に昇進して加増され、一万石の大名に列した。同 11 年、四代信治のときに一万石の所領がすべて駿河国安倍、有度、庵原の三郡にまとめられた。小島藩は宝永元年（1704）に小島に陣屋を築き、幕末まで十代にわたり藩政を営んだ。

小島陣屋跡は、昭和 54 年、平成 14・15 年に清水市教育委員会により発掘調査が実施され、陣屋の縄張りや建物跡、通路跡、虎口周辺の構造等が明らかになった。東西約 150 メートル、南北約 200 メートルを測り、御殿の西側から南側にかけて石垣を多用した 3 段の郭で構成され、石垣の高さは大手では 4 メートルに達するものもある。石垣の積み方は、大手口、御殿南側、馬場、大手に通じる坂道などでは比較的大きめの割石による切り込みはぎ積みの丁寧な造りで、隅角は算木積みを用いている。枡形虎口や別当沢に面する南側石垣などは、大小の自然石や粗加工石を用いた落とし積みを多用した簡略な造りである。

発掘調査の結果、御殿跡北側で長径 1.1 メートルの楕円形の井戸跡、東側で一辺 4.6 メートル四方の布基礎を持つ土蔵跡と考えられる建物遺構、大手門への通路石段、排水路等を確認している。出土遺物は、幕末から明治にかけての日常生活用の国内産の陶磁器類が中心であるが、18 世紀前半の瀬戸・美濃産の丸碗も出土しており、築城時期との関連から貴重である。

明治 7 年（1874）、陣屋跡地に小学校（包蒙舎）が開設され、御殿建物の一部は校舎として利用された。昭和 3 年、小学校の移転に伴い、御殿の書院建物は陣屋跡東側に広がる小島本町の町中に移築され、現在まで小島公会堂として利用されている。

小島陣屋跡は、城郭を思わせる石垣が良好に残り、発掘調査によって良好な建物遺構等が確認されており、御殿の書院建物が移築されているが現存しており、江戸中期における大名陣屋の在り方と構造を知るうえで貴重である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

④公有化の状況

小島陣屋跡の史跡指定地は、静岡市により平成 25 年度から公有化が始められた。平成 25・26 年度に 9,724.91 m²、平成 27 年度に 1,739 m²が公有化された。平成 28 年度は残る 5,331 m²の買収が行われ、同年度内に指定地の公有化が完了した。

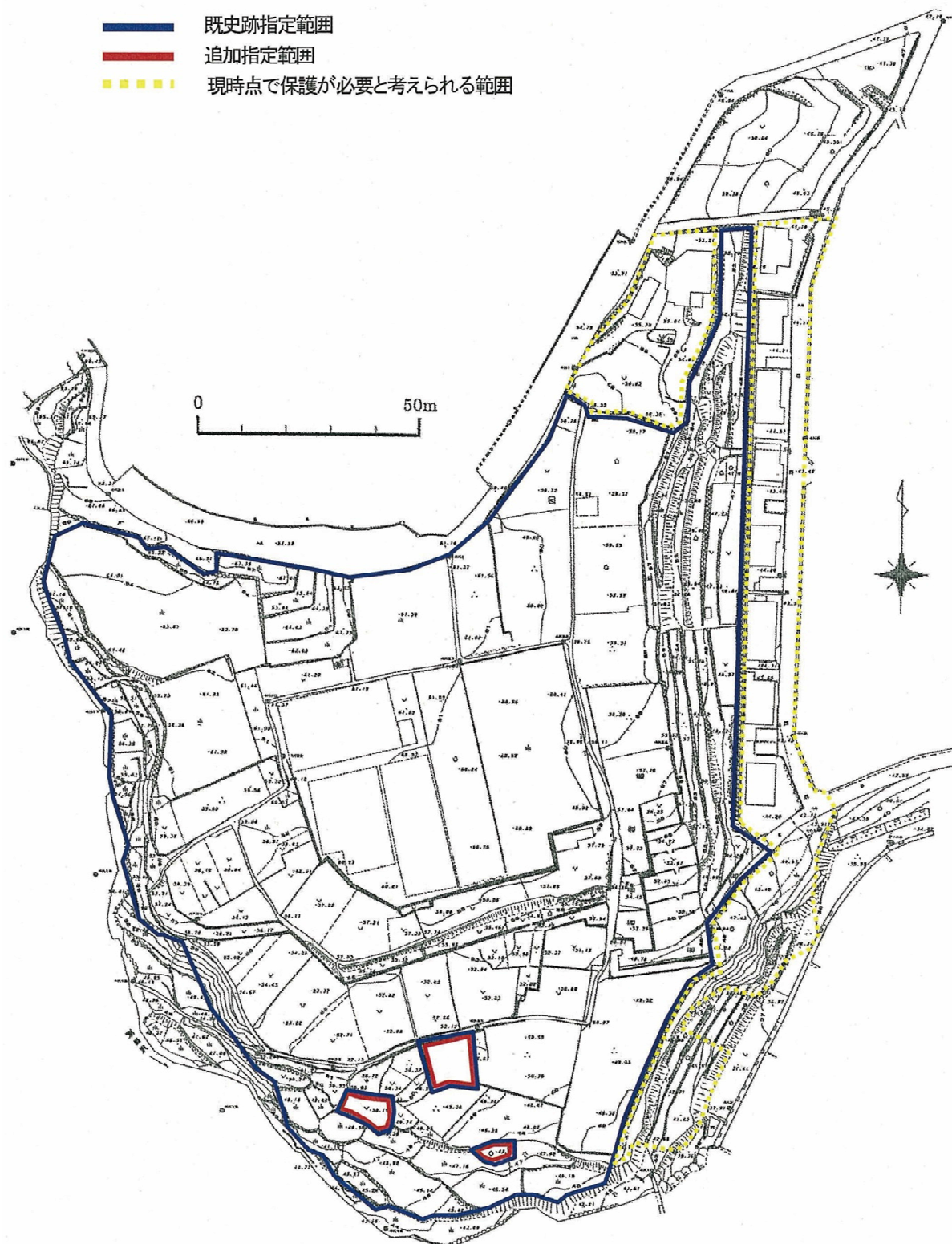


図 13 史跡指定範囲図

(2) 発掘調査の概要

清水市教育委員会では、昭和54年度から小島陣屋跡の現状把握と保護対策を講じるための基礎資料を得る目的で、地形測量、確認調査及び試掘調査を行ってきた。また、平成13年度から5ヶ年に渡り、小島陣屋跡の明確な地下遺構を把握するために確認調査を行った。そのうち、平成16年度より静岡市教育委員会が本事業を引き継いでいる。平成28年度には、小島町内に移築されている陣屋御殿の書院を元の位置に移築するために位置を特定する確認調査を行った。

(図14 発掘調査地点配置図、図15 遺構現況図 参照)

昭和54年度の調査で、主郭北側の井戸周辺の石組みや、井戸の東側から南側の御殿に向かって延びている平石を敷きつめた通路が確認された。

平成13年度2区の調査で、御殿の南東隅角に幅80cm、一辺4.6m四方の布基礎遺構を検出した。これは土蔵建物と考えられ、小島陣屋図の宝蔵にあたりと考えられる。

平成13年度3区と14年度6・7区の調査では、御殿東側で石段3ヶ所を確認した。このうち一番南側で確認された石段は、大手から主郭の御殿に通じる幅13.4mを測るものである。

平成14年度12区の調査では、底に扁平な礫を敷いた幅30cm、深さ15cmの排水路を検出した。平成15年度に、これに続くと思われる排水路を17区で検出した。小島陣屋が機能していた当時

表9 小島陣屋跡周辺を含む確認調査・試掘調査一覧

実施年	調査区	調査内容	主な遺構・遺物
昭和54(1979)年度	A～Eトレンチ	地形測量・石垣写真測量 確認調査(井戸・御殿東側)	井戸石組・排水路跡 「天下」刻銘積石桔梗文瓦
平成5(1993)年度	トレンチ1箇所	試掘調査(小島陣屋外、東側)	畝状遺構(畑跡か)
平成9(1997)年度	トレンチ2箇所	試掘調査(北側隣接道路)	石列遺構 陶磁器
平成13(2001)年度	1～5区	地形測量 確認調査(御殿東側)	土蔵建物基礎(宝蔵) 石積遺構・通路石段 碗・皿類の陶磁器 海鼠瓦・軒棧瓦・瓦釘
平成14(2002)年度	6～12区	確認調査(御殿東側)	石段3ヶ所・階段・排水路 陶磁器・軒棧瓦・熨斗瓦等釘・鉄砲弾
平成15(2003)年度	13～22区	確認調査(大手道・枅形・大手門に至る坂道) 枅形石垣立面図作成	大手門に至る通路の石段・南東枅形の石畳・排水路 陶磁器類・文久永宝
平成16(2004)年度	23～29区	確認調査(御殿東側・土分屋敷地・大手石垣・御殿南西隅) 大手石垣平面・立面図 大手石垣の石材調査	排水路遺構・御殿の書院脇の塀の基礎と思われる石列遺構 陶磁器・釘など
平成17(2005)年度	30～35区	確認調査・試掘調査 (陣屋跡南部・陣屋外北部)	整地層 陶磁器・銭貨
平成18(2006)年度	36～40区	確認調査・試掘調査(陣屋跡北東部・陣屋外部)	整地層・溝 陶磁器・瓦
平成19(2007)年度	41・42区	試掘調査(北側隣接道路)	石積み・石列遺構 陶磁器
平成28(2016)年度	43～45区	確認調査(御殿跡)	建物礎石の根固めと考えられる集石遺構

の排水路と思われる。

平成 15 年度 14 区の調査で、大手門へ通じる通路の石段と考えられる石列を検出した。通路幅は 7m 以上あったと考えられている。

平成 16 年度 28 区の調査では、主郭南西部で石列やピットを確認した。書院脇に設けられた塀の基礎である可能性が高い。

平成 28 年度 43～45 区の調査では、御殿の書院の一部の柱跡と考えられる位置に根固めの集石遺構が確認された。

一連の調査結果により、宝蔵の位置がほぼ明らかになったほか、第 2 郭南東の枡形虎口ではなく、第 2 郭東側の広い石段通路が陣屋の大手であることが判明した。大手から主郭の御殿に通じる石段が確認されたことにより、明治時代以降に小学校のグラウンド造成のために主郭東側部分が盛土され、主郭東側を区切る石垣が設置されたことがわかる。

一方、御殿の書院の正確な位置確定には至らなかった。また、書院脇の塀の基礎と思われる石列遺構については、陣屋絵図の柵の描写との不整合が生じており、今後の調査課題となっている。その他、陣屋跡は未調査の部分が多く、主郭の他の建物や第 2 郭の建物配置はほとんど未確認である。さらに、指定地外の陣屋施設が想定される部分についても未調査であり、今後外枡形などの確認調査が必要である。

(3) 石垣調査の概要

平成 16 年度に行われた陣屋石垣の石材調査の結果から、石垣石材の大半は砂岩であり、その供給元は別当沢で採掘されたものと考えられる。別当沢では矢穴の認められる母岩も点在しており、この周辺で石を切り出していた可能性が高い。しかし、石材組成により石垣の造営時期を明確にすることはできなかった。

史跡小島陣屋跡保存管理計画策定報告書（平成 22 年 3 月）では、陣屋の石垣を大きく以下の 4 種類に分類している。

A 形式：比較的大きな切石による布積みで、落し積みに近いもの

B 形式：比較的大きな石材を用いた布積みで、一部に落し積み。石材加工度は A 形式より粗い

C 形式：一部に比較的大きな石材が、大半は長方形の粗い割石を用いた落し積み

D 形式：ほぼ大きさの整った間知石を落し積みや矢羽根積みとするもの

このうち A、B 形式は宝永元年（1704）頃の陣屋造営時のもの、C 形式は安政元年（1854）の地震による崩落後の改修、D 形式は明治維新後の農地への転用に伴う石積みと考えられる。

これまでの調査結果から、陣屋内には様々な形式の石積みが混在し、何度か別の時期に積み直されたと推定される部分が多いため、江戸時代の石垣の様相を解明するには至っていない。その中でも、A の石垣にあたる、大手出隅や主郭の御殿南側部分は、陣屋造営当初の石垣が残された部分として貴重であるといえる。

（図 16 石垣現況図、図 17 史跡小島陣屋跡保存管理区分図 参照。P32・33 の石垣の写真は、図 16 石垣現況図の写真番号に対応する。）

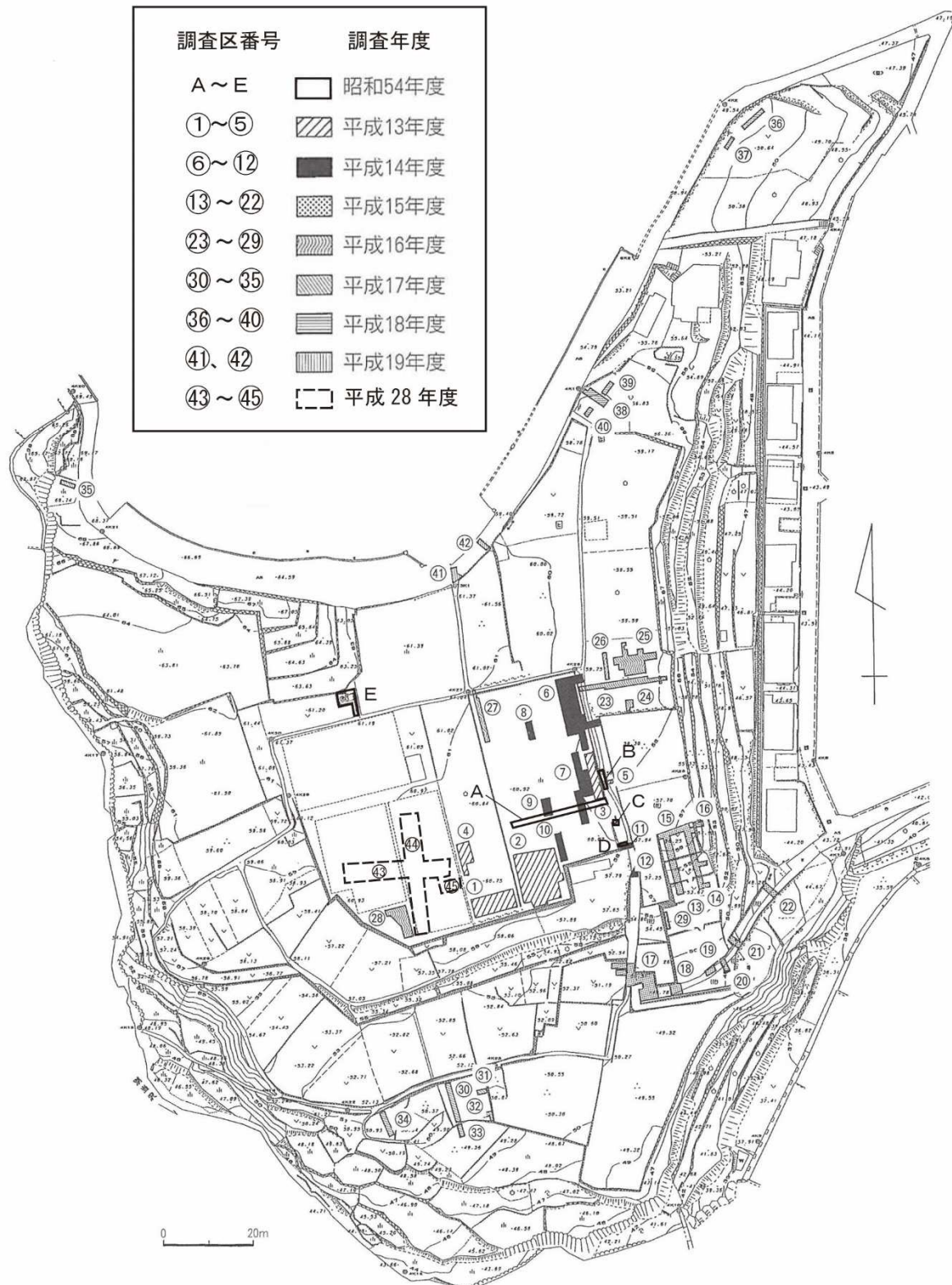


図14 発掘調査地点配置図

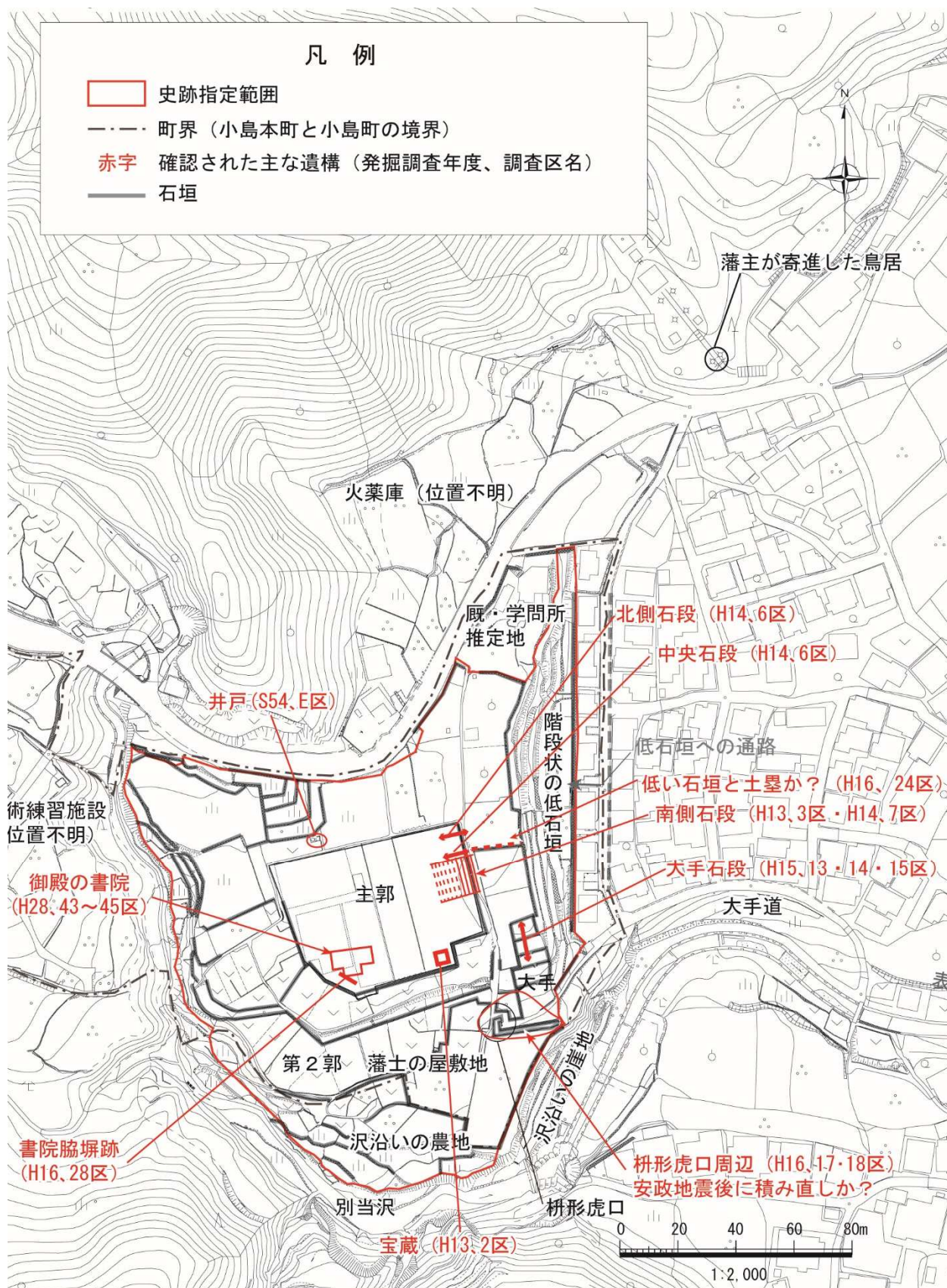


図 15 遺構現況図



図 16 石垣現況図

以下の写真キャプションの番号は、図 16 石垣現況図の写真番号に対応する。



①主郭南西の石垣、A 形式の陣屋造営時の石積み



②主郭南西石垣、A 形式の丁寧な切り込み接ぎの石積み



③大手西面、A 形式の陣屋造営時の石垣か



④大手西面の石垣、左手前は C 形式、右奥の出隅は A 形式の石垣



⑤御殿南側下段、下部は B 形式の石垣で、上部は明治以降の積み増しか



⑥主郭南東の石垣、D 形式の安政地震後の積み直し



⑦ 枅形虎口の石垣、安政地震後の積み直しか



⑧ 良好に残る東側宅地背後の石垣、時期不詳だが陣屋造営時のものか



⑨ 大手突当り部分、切り込み接ぎの低石垣、時期不詳だが陣屋造営時のものか



⑩ 主郭北側井戸の北側、下部は安政地震後の積み直し、上部は明治以降の積み増しか



⑪ 主郭東側の第2郭との段差の石積み、小学校のグラウンド造成で明治以降に積まれた



⑫ 第2郭北西の通路脇の孕みがみられる石垣

(4) 保存管理計画の内容

①保存管理の方針

平成 20・21 年度に策定された保存管理計画で示されている区分ごとの保存管理の方針は下表のとおりである。区分 A～D の位置は、図 17 史跡小島陣屋跡保存管理区分図を参照のこと。

現在の史跡指定地である A 地区の保存・管理の方法は、「発掘調査や絵図・古文書調査による遺構や建物配置等のより正確な把握に努める。滅失・き損、あるいはその恐れのある場所については、保存状況の調査を行い、復旧（修理）の技術的方法を検討する」としている。

現在宅地となっている未指定の B 地区については、追加指定をあげている。

移築された小島陣屋御殿建物（御殿の書院）の保存・管理の方針として、「史跡内の元の位置に移築復元し活用を図る」としている。

表 10 保存・管理の方針と方法

区分	概要	要素	保存・管理の方針	保存・管理の方法
A	小島陣屋を構成する遺構が良好に残存する地区	縄張り全体 ・石垣 ・井戸跡 ・建物基礎や石段などの地下遺構 ・崖	○史跡の保存・顕彰及び活用を図る区域として保存管理にあたる。 ○公有化を図る。 ○遺構を保存し、整備活用を図る。	○史跡と直接係わりのない竹木等の伐採を行う。また、既存の樹木についても、剪定・枝打ち等適切な管理を行い、石垣や地下遺構に影響を及ぼす可能性のある樹木については、伐採等を検討する。 ○発掘調査や絵図・古文書調査を実施し、遺構や建物配置等のより正確な把握に努める。 ○滅失・き損、あるいはその恐れのある場所については、保存状況の調査（発掘調査等）を実施し、その成果をふまえて復旧（修理）の技術的方法を検討する。 ○石垣・積石の劣化・崩落等の危険性について定期的な調査を実施する。
B	小島陣屋を構成する主要な遺構が確認または推定される地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）	・厩跡 ・士分屋敷地 ・馬場跡等	○追加指定し公有化を目指す。	○発掘調査や絵図・古文書調査を実施し、遺構や建物配置等のより正確な把握に努める。 ○石垣・積石の劣化・崩落等の危険性について定期的な調査を実施する。 ○復旧（修理）する場合は、保存調査（発掘調査等）を実施し、その成果を十分踏まえたうえで技術的な方法を検討する。
C1	小島陣屋の外縁及び付属する重要な遺構の所在が推定される地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）	・火薬庫跡 ・大手総門跡 ・馬場の下段部・大手道 ・河川境界の法面	○遺構が確認された場合は、保存を図るとともに、追加指定を検討する。	○発掘調査を実施するなど、遺構の所在確認に努める。
C2	小島陣屋に付属する遺構の所在が推定される地区	・砲術練習所跡など	○遺構が確認された場合は、保存を図るとともに、追加指定を検討する	○発掘調査を実施するなど、遺構の所在確認に努める。

D	小島陣屋の外側を流れる谷川及び関連する石造物が所在する場所又は地区	・自然の谷川を堀として利用した別当沢	○安全に配慮しつつ、現状の景観保全を図る。	○河川氾濫等による崩落などの危険性について定期的に調査する。 ○河川改修並びに護岸を復旧する場合は、現状の景観に配慮し、重要な遺構及び遺物が確認された場合には、その保存措置に努める。
		・藩主墓地（龍津寺）	○文化財の指定を検討し、保護と顕彰を図る。	○墓碑等は風化によるき損滅失が予想されるため、現状の記録と保存に努める。 ○墓碑の保存・管理方法について、専門的な調査をふまえ適切な措置を講ずる。 ○保存・管理状況について、定期的に調査する。
		・鳥居（藩主寄進）などの石造物（酒瓶神社）	○文化財の指定や登録を検討し、保護と顕彰を図る。	○関連石造物等は、風化によるき損滅失が予想されるため、現状の記録と保存に努める。 ○関連石造物等の保存・管理方法について、専門的な調査をふまえ適切な措置を講ずる。 ○関連石造物等の保存・管理状況について、定期的に調査する。

表 11 移築された小島陣屋御殿建物の保存・管理の方針と方法

概 要	要 素	保存・管理の方針	保存・管理の方法
小島陣屋御殿の一部（静岡市指定建造物）	・移築された御殿建物（小島公会堂）	○静岡市文化財保護条例の規定による。 ○史跡内の元の位置に移築復元し活用を図る。	○清掃、戸締り等の管理を徹底する。 ○雨漏り、防災、破損等の定期的な保守点検を行い、適切な措置を講ずる。

②整備と活用

整備活用の基本方針として、“江戸時代の大名陣屋の姿をできる限り理解し易く、関心が持てるような整備”を目指すこととし、この整備の時代設定については、現在ある陣屋跡は**最終的な姿をよく留めており、これを基本とすることが求められる**、としている。

整備と活用の留意点として以下のような内容があげられている。

- ・絵図や発掘調査等により、より正確な遺構の把握に努めながら、その変遷過程を明らかにする。明治時代以降の遺構であっても、歴史的な価値が見出せるものについては、その保存整備を図る。
- ・陣屋の御殿建物は、唯一残された小島陣屋を構成する重要な建物でもあり、将来元の位置に移築復元することを検討する。御殿建物の学術調査は勿論であるが、陣屋内の原位置について発掘調査等による十分な把握に努め、復元の方法や内容については慎重な検討が求められる。
- ・明確な遺構の残存が認められない地域については、植生調査の成果を考慮し、なるべく現状の地形や環境を維持し景観の保存に努める。植栽等を行う場合は、遺構の保護を図るとともに、景観に配慮し維持管理の方法も十分検討する。

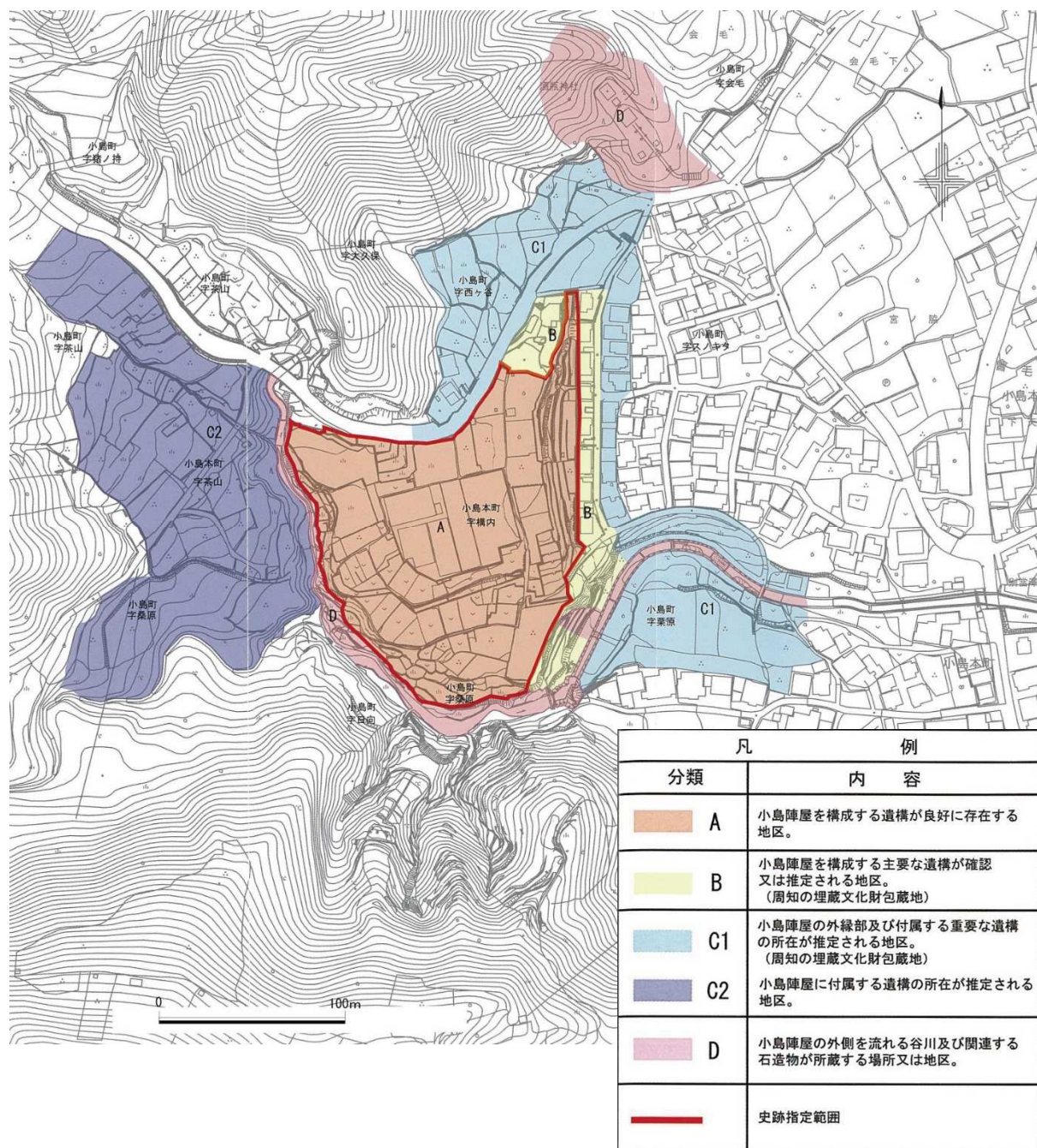


図 17 史跡小島陣屋跡保存管理区分図

(5) 史跡の保存状況

現在、小島陣屋跡は史跡指定地内の公有化が進み、ほぼ静岡市の所有となっている。土地利用は、草地が多く、別当沢沿いには竹や雑木が繁茂している場所がみられる。

現状を絵図（『小島村誌』大正2年刊行所収、小島陣屋図）に描かれた陣屋の施設配置と比較すると、明治時代以降の小学校設置や耕作により、一部地形が改変されているが、陣屋の平面構造（主郭、第2郭の縄張りとこれらを取り巻く石垣）がほぼ残されていることがわかる。石材鑑定の結果、石材の大半は別当沢で採掘されたものと考えられる。なお、主郭から移築された御殿の書院が町内に現存する。

小島陣屋跡の各部の詳細は、資料編 陣屋跡及び関連施設の現況写真、陣屋施設配置図、史跡小島陣屋跡の現状と課題を参照のこと。

(6) 公開・活用に関する諸条件

① 便益施設

国道52号から陣屋跡に入る交差点に誘導看板が1基設置されている。陣屋跡の中には、地元自治会等が設置した地点名称看板や誘導看板が設置されている。（資料編 サイン位置図 参照）

陣屋跡付近にトイレや見学者用駐車場はない。駐車場は、約500m北にある小島町自治会館の駐車場を利用することができるが、陣屋跡に表示がないのではじめて来る人にはわかりにくい。

② 管理と活用の状況

現在、市と小島町自治会、同自治会の下部組織にあたる「小島町文化財を守る会」が連携して、史跡指定地内の草刈を行っている。また、小島町文化財を守る会により一部に花壇が設置されている。

陣屋跡では小島町文化財を守る会がボランティアガイドを実施している。平成28年度は18回のガイドで、約150人の見学者を案内した。ボランティアガイドを通さない個人的な見学者数は把握できていない。

また、小島町文化財を守る会は、陣屋跡への説明看板や陣屋周辺への誘導看板の設置のほか、小島地区の地域資源の掘り起こし、マップ作成なども行っている。

③ 住民意向の調査

昭和54年度に小島町、小島本町、但沼の16歳以上351人対象を対照に、住民意向調査を実施している。保存したい文化財、地区の人に知られている文化財として、小島陣屋跡、旧甲州路、舎人親王の森、道祖神、舎人親王囃子、但沼神社クス、龍津寺の大名の墓、ちりめんかえで等があげられた。

参考資料

- ・清水市郷土研究会 1980 『清水市小島陣屋跡調査報告書』